《　滑石地区デイサービスセンター　基本情報　》

令和4年　10月　改定

○　営業日　　月曜日から土曜まで営業　　（祝祭日、年末年始も営業）
（　※毎週日曜日・年始1日・2日休業　）

○　営業時間　　8時30分　～　17時30分

○　提供時間　①通所介護　　9時30分　～　16時40分
②予防通所介護相当サービス　10時　　～　16時

○　利用定員　1日　30名

『 料 金 表 』

【要介護度が「要介護1～要介護5」の場合】※自己負担分：1割

（※所要時間が7時間以上8時間未満）

《基本料金（日額）》

要介護　1	要介護　2	要介護　3	要介護　4	要介護　5
665円	783円	908円	1,032円	1,157円

《加算料金（日額）》

入浴Ⅰ	個別機能訓練（Ⅰ1）	機能訓練加算（Ⅱ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算
40円	57円	19円	20円	40円

・送迎を実施しなかった場合：　－48円　（片道につき）

【要支援度が「要支援1～要支援2」の場合】※自己負担分：1割

《基本料金（月額）※2》　（入浴料金も基本料金に含まれます）

要支援　1	要支援　2
1，695円	3，475円

《加算料金（月額）》

運動器機能向上	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		事業所評価加算
	要支援1	要支援2	
229円	73円	146円	122円

【共通項目】

食費(1食)	介護職員処遇改善加算(1月事)	介護職員等特定処遇改善加算(1月事)	介護職員等ベースアップ等支援加算
570円	食費を除く利用料の5.9%相応	食費を除く利用料の1.2%相応	食費を除く利用料の1.1%相応

【 ご説明 】

・基本料金は、要介護に応じた金額です。
・送迎料金は、基本料金に含まれます。加算については、希望選択制です。
・被爆者健康手帳を取得の方、又は生活保護を受給さている方は、食事料金のみのご負担となります。
・利用料金は、法律の改正により変更する事がございますのでご了承下さい。
・介護職員処遇交付金加算の加算率は制度により定められています。
・事業評価加算につきまして、年度事に加算の算定適合に違いがあるため、年度事にお支払いが異なります。